



住所又は  
所在地（納税地）  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

**やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認（却下）書（通知用）**

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合  
の買換資産の取得期限承認申請書」について 承認  
却下 します。  
よって、買換資産の取得期限は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日と認定します。

この通知に係る処分の理由 \_\_\_\_\_  
.....  
.....

- (注) 1 買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。